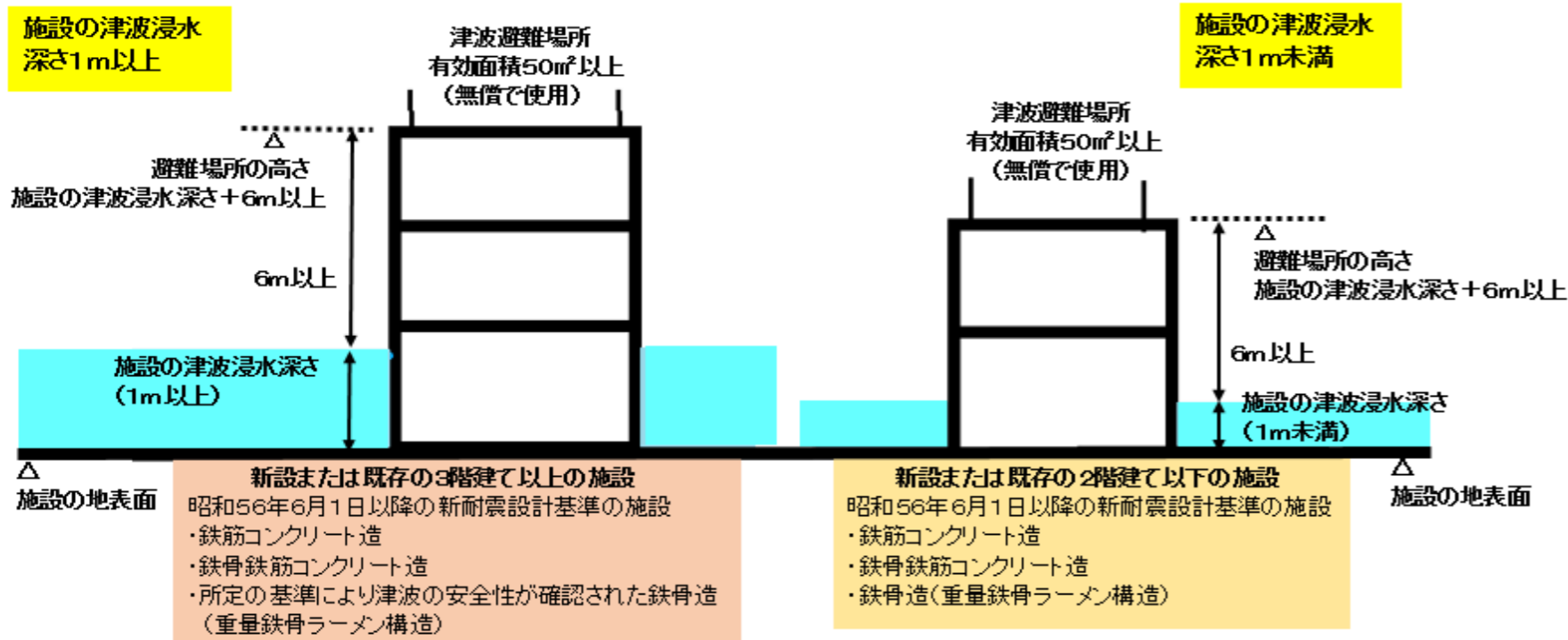


鈴鹿市津波避難施設整備事業補助制度について

津波浸水予測区域に立地し、海岸線に直接面していない場所にある民間施設に対し、下記のアまたはイの要件を満たす津波避難施設の整備工事費の一部を補助します。 ※ 工事契約・着工の前に事前申込みが必要です。

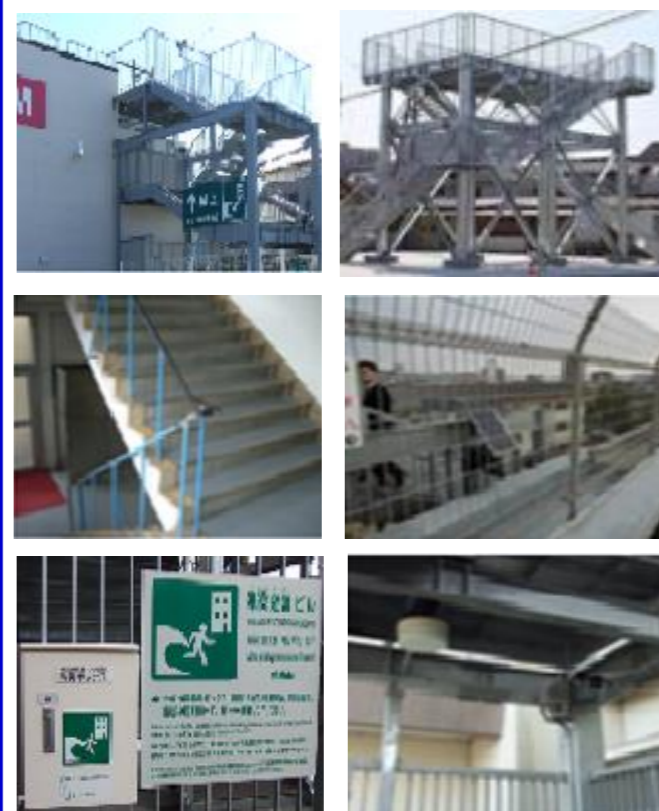
ア 費用の1/2で上限500万円の補助額の要件

津波避難施設として新設する場合または既存施設を整備する場合



補助対象事業となる整備工事費

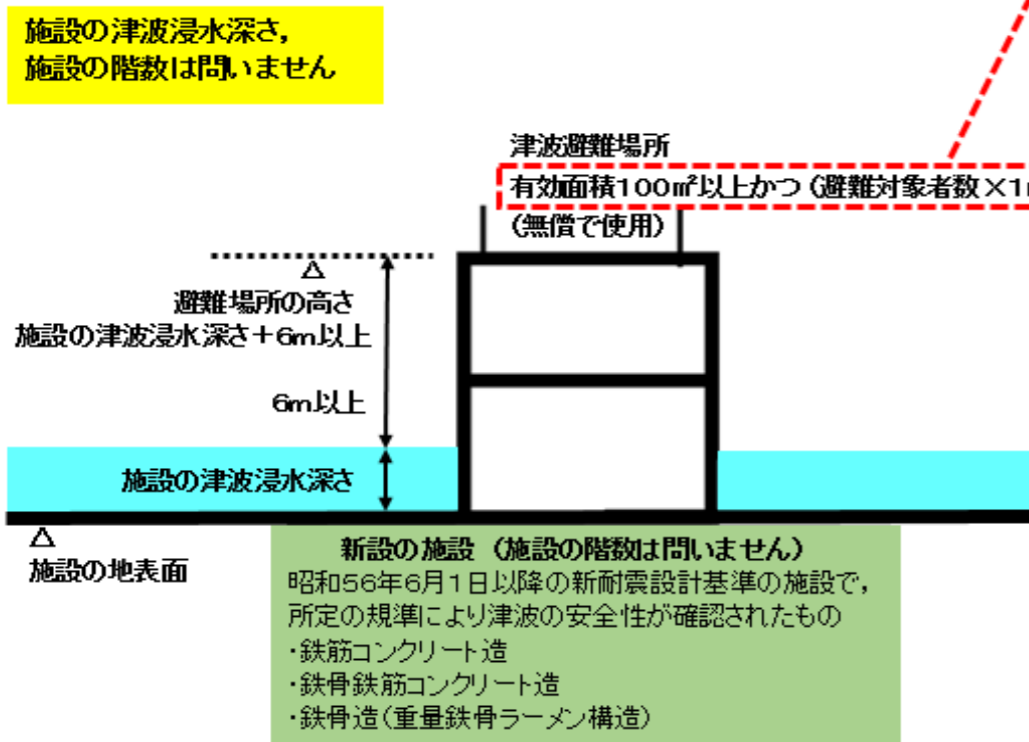
避難場所及びその避難経路を整備する下記の工事が対象



- ・避難階段, 階段室
※ 建築基準法等の法令による設置義務のないもの
- ・避難スペース・デッキ
- ・避難階段の手すり
- ・転落防止柵 (高さ1.1m以上)
- ・避難案内表示板
- ・地震自動開錠装置
- ・避難誘導灯
- ・非常照明
- ・非常用発電機

イ 費用の1/2で上限1000万円の補助額の要件

津波避難施設として新設する場合

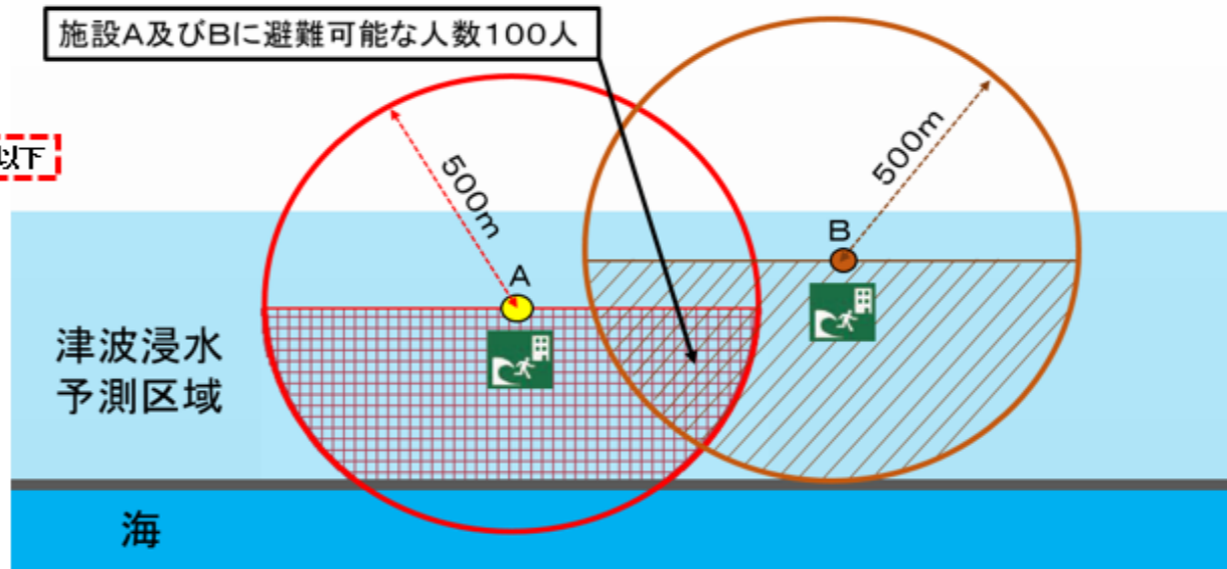


◎ 津波避難施設の避難対象者数とは...

新設する施設から半径500m以内の津波浸水予測区域にあり、施設より海側の部分の区域(避難対象区域)の居住者数のうち、直線距離で500m以内にある既存の指定津波避難ビルに避難可能な人数を除いた人数

避難対象者数の算定例

施設A及びBに避難可能な人数100人



【整備施設Aの避難場所の有効面積の要件】

Aの避難対象者数=Aの避難対象区域の居住者数300人-Bに避難可能な人数100人=200人
よって、避難場所の有効面積は、100㎡以上かつ200㎡(200人×1㎡)以下となる。

※ 工事契約・着工前の事前申込み(事業計画承認申請)をした年度の3月1日までに工事完了(事業完了報告兼補助金交付申請)が必要です。

補助金の交付

津波緊急避難施設の使用協定

補助金の交付決定を受けた日から90日を経過した日までに市と協定を締結



協定締結から10年以上津波避難施設として使用すること
(補助金交付の条件)